

職業能力開発に関する調査業務委託仕様書

1. 業務目的

県内事業所が求める人材及びその人材を育成するための訓練ニーズ等を適切に把握し、本県の職業能力開発に関する施策を検討するに当たり必要となる情報を把握するため調査を実施し、第1次奈良県職業能力開発計画策定に反映させるための基礎資料とする。なお、当該計画については、「地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する条例」の方針を踏まえた施策の展開を行うため、条例の趣旨を十分に理解したうえで調査に臨むこと。

2. 業務概要

(1) 業務概要

県内事業所へのアンケート調査を実施し、県内事業所が求める人材及び訓練ニーズを適切に把握し、その結果を取りまとめるとともに、調査結果から本県にとって有効な人材育成方法、訓練ニーズを分析する。

(2) 委託上限額

2,444,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 委託期間

契約締結日から令和4年9月30日（金）まで

3. 業務内容

(1) アンケート調査

県内の労働需給等を念頭に、地域や事業所のニーズ等に基づいた人材育成等、本県の職業能力開発に関する施策を検討する上で効果的と思われる調査とする。

ア 調査対象

① 対象事業所 県内の従業員規模10人以上の民間組織（個人経営、会社、会社でない法人、法人でない団体を含む。）

② 調査標本数 約2,000社（要配布数）

対象事業所については、本業務の目的に相応しい業種等を抽出し、抽出した業種ごとに、本業務において適切と考えられる標本数を確保すること。

イ 調査方法

① 調査方法 郵送

② 調査期間 約1ヶ月

ただし、回答率が低い等の場合には調査期間を延長することがある。

③ 督促 回収率30%を目標とし、回答期限後未回答の事業所に督促すること。

④ 事業所データ 直近の経済センサスデータ、貴社の保有データ等を元に調査を行うこと。

ウ 調査内容

下記の項目を参考に、県内事業所が求める人材及び訓練ニーズを把握するための質問を設

定するものとする。なお、調査内容の検討に当たっては、「地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する条例」の趣旨をふまえること。

- ・ 事業所の属性（所在地、業種、従業員規模等）
- ・ 求める人材像（採用にあたり重要視する知識、スキル、多様な人材（若者、女性、高齢者、外国人（技能実習生を含む）、障害者等）の雇用、男女共同参画推進の取組み等）
- ・ 公共職業訓練について（公共職業訓練の必要性、認知度、職業訓練に求める訓練カリキュラム、在職者向け訓練において今後どのような能力開発に重点を置くべきか等）
- ・ 自社での人材育成、キャリアアップについて（自社で行っているスキルアップ研修の対象者、研修内容及び頻度、多様な人材の活用について、雇用形態別のキャリアアップの方針等）
- ・ 新型コロナウイルスの影響（新型コロナウイルス前後の変化、雇用面及び人材育成面の課題、取組み等）
- ・ デジタル化の推進状況（事業所における取組み状況等）

エ 調査票の作成及び送付

調査票を印刷し、専用封筒（返信用含む。）を用意して、対象事業所あてに送付するものとする。

オ 調査結果の回収及び分析

返信用封筒を基本とし、その他効果的な方法により回収し、回答期限後、未回答の事業所に督促を行うこと。

アンケート調査の結果をデータ入力・集計し、分析を行うものとする。

なお、より効果的な調査結果が導き出せるよう、業種別、従業員規模別等に分けて集計・分析を行うこと。

(2) 報告書の作成

アンケートの調査結果及び分析結果について、報告書を作成すること。具体的な記載内容は県と協議の上決定するものとする。

(3) その他

業務の進め方や成果物の確認等に関し、県との対面形式での打ち合わせを3回程度行うものとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況によっては、オンラインによる打ち合わせも可とする。

4. 成果物の提出

成果物及び納品の期限等については、下記のとおりとする。

(1) 成果物

報告書を簡易製本した冊子1部とデータを格納したCD-ROM2枚

附属資料として、データを格納したCD-ROM2枚

※附属資料とは、作業過程で収集・利用・作成したデータ、図表、グラフ等で、県が再利用できるもの。

※データの保存形式は、報告書については、MSワード及びPDF、附属資料については、MSワード、MSエクセル、PDFを基本とし、提出前に県と協議して決定する。

(2) 提出期限

令和4年9月30日(金)

(3) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎主棟6階
奈良県 産業・観光・雇用振興部 雇用政策課 能力開発係
電話：0742-27-8834 (ダイヤルイン)

5. スケジュール

以下のスケジュールを基本として実施するものとする。

ア 調査票の作成完了	6月中旬～6月下旬
イ 対象業種・事業所の抽出完了	6月中旬～6月下旬
ウ 調査票の送付開始	6月下旬
エ 調査票の回収完了	8月中旬(督促期間を含む。)
オ 調査結果の集計・分析完了	8月末
カ 報告書案の作成	9月中旬
キ 成果物の納品	9月末

6. その他

(1) 会計帳簿の保管

この業務に係る経理処理については、他の経理と明確に区分した会計帳簿を整えとともに、収支を記載し、経費の用途を明らかにすること。

会計帳簿のほか、この業務による成果物は業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(2) 秘密の厳守

この業務による成果物に係る権利はすべて奈良県に帰属するものとする。受託者は、報告書等の成果物の保管に留意するとともに、成果物を県の許可なく他に公表してはいけない。

また、この業務により知り得た情報はこの業務の目的外に使用できないものとし、他に漏らしてはならない。

(3) 個人情報保護

この業務の実施に際して入手した個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 公契約条例

別紙「公契約条例に関する遵守事項」に関する遵守事項を理解した上で受注すること。

(5) その他

受託者はこの仕様書に定めのないものについても、この業務の遂行のために必要と思われるものは、県と協議して実施することができるものとする。

〈別記1〉

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第 10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第 11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第 12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 13 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 「甲」は「奈良県」を、「乙」は「受託者」をいう。

<別紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。